(2)　年間職業能力開発計画に基づき、雇用型訓練対象者に職務経歴等記録書による職業能力の評価（以下「能力評価」という。）を実施する事業主であること。

（削る）

（削る）

(2)　次のいずれにも該当する事業主であること。

(i)　年間職業能力開発計画に基づき、次の(イ)及び(ロ)に掲げるいずれかの者（以下この項、次項及び附則第十七条の八ただし書において「中高年雇用型訓練対象者」という。）に人材開発統括官の定めるところにより都道府県労働局長に届け出た職業訓練（この項、次項及び附則第十七条の八ただし書において「特定中高年雇用型訓練」という。）を受けさせる事業主（当該特定中高年雇用型訓練の期間、当該中高年雇用型訓練対象者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。

(イ)　新たに雇い入れた被保険者であつて、四十五歳以上のもの

(ロ)　人材開発統括官の定めるところにより都道府県労働局長に届け出る前から雇用する四十五歳以上の被保険者のうち、新たに通常の労働者へ転換したもの

(ii)　年間職業能力開発計画に基づき、中高年雇用型訓練対象者に能力評価を実施する事業主であること。

(3)　次のいずれにも該当する事業主であること。

(i)　対象被保険者について、次のいずれにも該当する出向をさせた事業主（以下この(3)において「出向元事業主」という。）又は当該出向をさせた者を雇い入れる事業主（以下この(3)において「出向先事業主」という。）であること。

(イ)　出向をした日が、出向先事業主が当該対象被保険者に特定分野訓練を受けさせる日の前日までであること。

(ロ)　出向をした日から起算して二年を経過する日までの間に当該出向を終了し、当該対象被保険者が出向元事業主の当該出向に係る事業所に復帰するものであること。

(ハ)　出向元事業主と出向先事業主があらかじめ締結した出向に関する契約に基づき、出向先事業主の当該出向に係る事業所において行われる当該特定分野訓練の期間、当該対象被保険者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額が支払われるものであること。

(ニ)　出向の時期、出向の対象となる労働者の範囲その他出向の実施に関する事項について、あらかじめ出向元事業主と当該出向元事業主の当該出向に係る事業所の労働組合等との間に書面による協定がなされ、当該協定の定めるところによつて行われるものであること。

(ホ)　出向をさせた者の同意を得たものであること。

(ii)　イ(1)(i)に規定する年間職業能力開発計画を共同して作成する出向元事業主又は出向先事業主であり、かつ、当該年間職業能力開発計画に基づき、対象被保険者に特定分野訓練を受けさせる出向元事業主（当該特定分野訓練の期間（(i)(ハ)の期間を除く。）、当該対象被保険者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）又は出向先事業主であること。

(iii)　年間職業能力開発計画に基づき、対象被保険者に能力評価を実施する事業主であること。

(4)　次のいずれにも該当する事業主又は事業主団体等であること。

(i)　イ(1)(i)に規定する年間職業能力開発計画を共同して作成する対象被保険者を雇用する事業主又は事業主団体等であり、かつ、当該年間職業能力開発計画に基づき、対象被保険者に特定分野訓練を受けさせる事業主（当該特定分野訓練の期間、当該対象被保険者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）又は事業主団体等であること。